様式１

整理番号	港湾－条申－14

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）（06-6571-1745）
処分担当名	同上
処分の名称	水域占用料等の減免
概　要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、水域占用料及び土砂採取料（以下「水域占用料等」という。）を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪港港湾区域内における水域占用料等に関する条例（平成12年4月1日条例第71号）第5条 （https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
審査基準	◎次の各号のいずれかに該当する場合においては、水域占用料等を減額又は免除することがあります。 ① 国際コンテナ戦略港湾における港湾経営主体※1であって、大阪港の基幹埠頭※2を一元的に管理・運営する者が、国際コンテナ戦略港湾として掲げる目標達成に向け、当該埠頭施設の管理・運営のために水域占用が必要となるとき ※1 港湾経営主体：「阪神港　国際コンテナ戦略港湾における選定に向けた計画書」に位置付けられる港湾経営主体 ※2 基幹埠頭：コンテナ、ライナー、フェリー等の基幹的な埠頭 ② 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	７日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を海務課（海務）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）
ホームページ	
備　考	